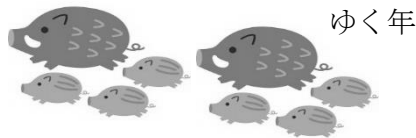




南のかぜだより

*** 第10号 ***
 2020年 新春号
 発行 特定非営利活動法人
 ソーシャルネット南のかぜ



謹賀新年



特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜは、設立から7年目を迎えます。2016年成年後見制度利用促進法が施行され5年目を迎えます。地域の中で非営利活動団体として法人後見を委任することの意味について、しっかりと考えていかなければならない時期になっていると感じています。これまでの実践を生かして、実践家として地域に貢献して参りたいと思います。引き続きご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

台風のため中止した講演会を3月に行います。皆さん、ご参加ください。

成年後見制度 利用促進法で、 何が変わるのか！

成年後見制度は
 どのように変わらなければい
 けないのか...?
 誰もが利用しやすい
 成年後見制度にするために、
 地域にどのような仕組みづく
 りが必要か...?
 地域で考える機会となれば...
 と企画しました。



講師：赤沼康弘 弁護士

《講師プロフィール》
 弁護士（東京弁護士会）、19
 77年弁護士登録
 東京弁護士会高齢者・障害者
 総合支援センター「オアシス」
 の設立に深くかわり、東京
 弁護士会、日本弁護士連合会
 の高齢者・障害者の権利に関
 する特別委員会委員長。

講演会終了後、個別相談を
 受け付けます。個別相談のあ
 り方は、相談希望をあらかじめ
 ご連絡ください。

日時：3月14日（土）開場 13:30～
 講演開始 14:00～16:00（個別相談 16:00～17:00）
 会場：稲城市地域振興プラザ 4F（稲城市役所そば・稲城消防署となり）
 〒206-0802 東京都稲城市東長沼 2112-1
 募集：100人 申込・先着順（参加費：無料）
 申込：特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ
 TEL/FAX 042-379-8485（担当：矢島・大道）
 E-mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

日本成年後見法学会副理事長
 同学会成年後見制度改正研究
 委員会委員長。立川市社会福
 祉協議会あんしんたちかわ運
 営委員会委員長。東京社会福
 祉士会理事。

「今年、2020年 注目すること」

何と言っても東京オリンピック・パラリンピックですね。
 外国人観光客数もさらに増加し、多国籍、多民族が一緒にお祭りマンボ。
 ピーヒャラピーヒャラ、ワッショイワッショイ！
 多少のトラブルには目をつぶって…さあ素敵な年になりますように。



私が注目している種目は車いすテニスです。いつもあの素早い動きに感動してしまいます。皆さんはどの種目を応援しますか？
 フレーフレー日本！！

「自筆証書遺言」とは？

これまでこのコラムでは改正相続法の配偶者居住権（短期及び長期）について簡単に説明してきましたが、今回は、自筆証書遺言に関する改正について紹介します。ご存じのとおり、自筆証書遺言はある意味簡単に作成できる（筆記具と紙、ハンコがあればよい）反面、全文を自分で書き（自筆）、作成年月日を記載して署名し（これも自筆）、押印することが求められ、高齢者（近年増えつつある）や障害のある人など自書能力が衰えている場合、遺言書の作成は難しいとも言われています。そこで、改正法では、その点を多少なりとも緩和するため、遺言に別紙として目録を添付し、これを遺言の内容として引用するときは、この目録については、自書は要しない（不要）とし、目録のページごとに遺言者が署名押印をすれば良いとしました（改正民法第968条第2項）。この改正により目録は、ワープロで作成しても、第3者（遺言者でない人）が作成（代筆）しても、また、場合によっては不動産の登記事項証明書や預貯金通帳の写しなどを目録にしても、目録のページごとに遺言者の署名押印があれば構わないことになりました。財産の数が多い場合などはこの緩和は相当役に立ちそうな気がします。この改正法は2019年1月13日から施行されていますので、今は、この方法での自筆証書遺言の作成ができます。

公証役場とは！

公証役場をご存じですか？
渡瀬恒彦さん主演のテレビドラマ「世直し公務員ザ・公証人」をご覧になった方は、番組冒頭で公証役場の説明が流れるためご存じかもしれません。

公証制度とは、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的・法律関係の明確化、安定化を図ることを目的として、証書の作成等の方法により一定の事項を公証人に証明させる制度です。

公証人は、国家公務員法上の公務員ではありませんが、公証人法の規定により、判事・検事・法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任命し、国の公務をつかさどるものであり、実質的意義における公務員に当たると解されています。

公証人は、法務省の地方支分部局である法務局又は地方法務局に所属し、法務大臣が指定する所属法務局の管轄区域内に公証役場を設置して事

公証人は

- 公正証書で契約書を作りあなたの大切な財産を守ります。
- 公正証書で遺言書を作り、大切な人に遺産を譲ります。秘密も確実に守れます。
- 会社の設立定款を認証し、あなたの大切な会社の設立を支援します。
- 公正証書で任意後見契約書を作り、あなたの大切な老後を守ります。
- 公証業務に関する相談は無料です。
- 費用は「公証人手数料令」に旅費や日当も含め定められており明確です。



HPより引用 HP、東京公証人会
小川弘子

務を行います。公証役場とは、公証人が執務する事務所のことです。
公証人は、全国に約500名おり、多摩地区には武蔵野・立川・八王子・町田・府中・多摩の6つの公証役場があります。都内の公証人は都内であれば出張できますが、都外への出張はできません。依頼主が呼かけて行く場合は全国どこでも構いません。
公証人は国から給与や補助金など一切の金銭的給付を受けない、国が定めた手数料収入のみによって事務所を運営しており、手数料制の公務員ともいわれています。詳細は法務局のホームページをご覧ください。

学習会のご案内

「古い支度と新しい遺言書の仕組み」

講師：福島秀郎 司法書士

2019年から「自筆証書遺言」制度が変わりました。そして2020年度から作成した遺言書を法務局で保管してもらうことができるようになりました。改正点のポイントなどについて、専門職である司法書士から分かりやすく説明してもらいます。自らの生き方と遺志を伝えるためにも公的な文書である「遺言書」について一緒に学びましょう！

日時：2020年2月8日(土) 開場9:30 講演10:00～11:30
会場：稲城市地域振興プラザ4F(市役所そば、消防署となり)

〒206-0802 稲城市東長沼2112-1

定員：30人申込・先着順(参加費：無料)

申込：NPO法人ソーシャルネット南のかぜ(矢島・大道)

TEL/FAX：042-379-8485

E-mail：minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

活動紹介

10月23日、日野市にて権利擁護講座がありました。対象は障害者とその家族です。成り立ちは、年々見直しと26の権利について説明しました。11月25日、「日野市地域包括支援センターあさかわ」の介護予防講座で「わたしの物語をつむぐあすへのノート」の説明をしました。(大輪典子)

映画紹介

その1「道草」

監督：宍戸大裕

2018年/日本/95分

この映画は、重度の知的障害、自閉症、強度行動障害を持つ方がサポートを受けつつ地域生活を送っている姿を映したドキュメンタリーです。

その2

「いろとりどりの親子」

監督：レイチェル・ドレッツ

2018年/アメリカ/英語

93分

この映画は様々な「違い」を持った6組の親子が直面する困難と、その経験から得られる喜び・愛を描いています。

あとは見て感じ取ってくださいとしか言えないのですが、どうやって見るのか?と思われまますよね。これらの映画は、自主上映のためのフィルムの貸し出しを行っています。題名でホームページを検索してください。貸出期間、費用、方法はさまざまです。ぜひ、地域の仲間、職場の仲間、上映会を企画してみてください。(田村篤子)



ホットひと息

マル障(心身障害者医療費助成制度)をご存知でしょうか

障

対象となる方は、都内に住所を有する、

- ① 身体障害者手帳1・2級の方
- ② 愛の手帳1・2度の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

(③は、平成31年1月1日から対象になりました。)

対象とならない方は、生活保護受給の方、65歳以上になって上記手帳の対象になった方、一定の所得のある方です。

助成となるのは、医療費自己負担分から一部負担金(食費等)を差し引いた費用です。

申し込みは、住所地のある区役所、市役所、町村役場窓口となります。

特に、精神障害者の方で、長期入院をしている場合、手帳の更新をしないしていると、状態が変わって、1級となりマル障の対象者になっていることがよくあります。

たとえば、障害厚生年金2級を受給している精神障害者は、自動的に精神障害者保健福祉手帳2級判定となり、マル障の対象とはなりません。しかし、2級だった精神症状が1級相当に変化していると思われる方は、手帳更新時に診断書による判定を受ける事で、精神障害者保健福祉手帳1級判定となった場合は、新たにマル障の対象となります。(大庭百合子)

5つの生活場面の26の権利と責任

(個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境)

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人の権利(Personal Right)、生活環境(Living Arrangements)、医療(Health Care)、労働と新しい生き方の構築(Work & Habilitation)の5つです。今回は、生活環境(Living Arrangements)の三つめの電話についてです。

第9番目は、日常生活に関する権利のPhone(電話)に関する権利です。

権利: 常識の範囲の時間帯に電話をしたり、電話を受けることができます。

責任の例: ①家の規則を守って電話をしたり、電話を受けたりすることが大切です。

②自分の電話代を払うことも求められます。

③電話をしたり受けたりする時に相手のプライバシーに配慮します。

『電話は、郵便物(職員が点検したり開封してはならない)と同じように、直接対話(取り継ぎなし)でできる。支援が必要な時は別である。本人自身が電話に出ることが困難な場合には、誰かに電話にでたりノートをとることを依頼できる。発達障害者は、個別のサービス計画で制限されない限り、後見人からの指示がない限り、他人の権利を侵すような事例(例えば、いたずら電話・非常識な時間の電話・必要のないのに緊急電話番号に電話すること)がない限り、誰とでも会話する権利がある。本人は、職員によって家族や友人に電話するように奨励される。その際には、身体的な支援が差し伸べられる。電話は、個人の居場所(private place)で使われる。コードレスの場合も同じであるべきである。適当な時間を選び、異なった状況や場面を想定して、互いの日課(例えば、睡眠を妨げない)に配慮して電話する。本人は、個人的な電話であれば料金を支払わなければならない。家でも職場でも携帯電話でも同様である。』

翻訳するとこのように書かれていますが、スマートフォンの普及により、これまでの考え方が大きく変化しています。詐欺や事件が、電話やSNSによって起こっています。受信・発信することで自らのプライバシーが危険にさらされることを知ることも必要となっています。(大輪典子)

—ありがとう、Blossoms Team—

4年前からスイッチが入りました。燃えました。エキサイティングしっぱなしでした。この44日間、日本でのRWC開催は一生に一度って言われていましたが、最高でした。

なぜって? このスポーツの素晴らしさに感動したからです。
One for all, all for one. 激しいスクラム、ラインアウトからのモールはひたすら力の勝負、でもラグビーの妙はここから、頭脳と技のボールパス、これこそワンチームの表現だ

信頼と繰返し練習したプランが花開く時、観衆の歓声でこれでもかといろき響く

そしてノーサイド、互いを認め合いリスペクトして讃え合う

日本の観衆も参加国の国歌を歌って楽しみ応援しました。

どのチームも日本式のお辞儀をしてくれましたね。最高!

RUGBY WORLD CUP ぜひ、また日本で!

(大島祐子)



引っ越し
しました。

会員募集中です。あなたも会員に!

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員: <入会金> 10,000円 <年会費> 12,000円

賛助会員: <入会金> なし

<年会費> 個人 3,000円 団体 1口 10,000円

特定非営利活動法人 ソーシャルネット南のかぜ

〒206-0804 東京都稲城市東長沼 2100-1 サングレイス 208

TEL&FAX: 042-379-8485

Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

URL: <http://minaminokaze-social.net/>

営業時間: 10:00~16:00 (土日祝日は除く)

